4. 事業実施体制の検討

〇取組の目的

復興まちづくり事業の事業実施体制の検討は、事業を実施する段階で課題となる人手不足 や職員のノウハウ不足を補うため、自治法派遣や外部委託による必要人員の確保を図るもの である。

〇取組



〇得られた教訓

(の) 実体は制に開せて課題。の対応 人手不足や

人手不足や職員のノウハウ不足

۲

【対応しながら困ったこと】

●人材やノウハウの不足

膨大な復興まちづくり事業の事業量と比較し、まちづくりを経験した職員が少なく、 職員数も圧倒的に不足していた。(ヒアリング)

【実際に対応したことから得られた教訓】

★応援職員などによるマンパワーの確保

国や県に要請して応援職員、復興支援員などを派遣してもらうほか、被災市町が独自に任期付職員、再任用職員などを採用することや、他の自治体に支援を要請するなど、人員の確保に努めることが望ましい。(ヒアリング)

☆自治体間の災害協定に基づく応援職員の検討

大規模災害では、平時の事務作業を大幅に上回る業務が発生するため、平時から同時 に被災しない自治体との協定を結ぶ取組を進めておくことが望ましい。(ヒアリング)

★知識・経験を有する組織・人材の支援確保

応援職員の派遣要請にあたっては、復興まちづくりに携わった経験のある人材を求めることが望ましい。また、それでも不足する人員については、UR都市再生機構や民間コンサルタントの知識や経験を活用するCM業務などの外部委託を検討することが望ましい。(ヒアリング)

★工事発注手続きの効率化

複数地区をまとめて発注して工事件数を減らすことで、契約を含めた工事関連の事務量を減らし、効率的な執行に努めることが望ましい。(ヒアリング)

☆発注方式に関する事前検討

発注支援業務や設計施工の包括委託など、職員の負担を減らす発注方式について、平時から検討しておくことが望ましい。(ヒアリング)

☆事前に取り組めること ★事後に取り組むこと

(2) 実施体制に関する課題への対応

庁内の情報共有

Ł

【対応しながら困ったこと】

●部署間連携の難しさ

幹部レベルでは横断的な情報共有が図られていたが、実務を担当する職員間の情報共 有が難しく、関係部署と連携した対応が進まなかった。(ヒアリング)

【実際に対応したことから得られた教訓】

★実務レベルでの横断的な情報共有

情報共有については、部課長など幹部レベルの会議での情報共有にとどまることなく、 実務レベルでも横断的な情報共有を図るため、課題の共有とその解決に向けて関係部署 の役割分担を図り、迅速で総合的な取組を進めることが望ましい。(ヒアリング)

☆事前に取り組めること ★事後に取り組むこと

(2) 実施体制に関する課題への対応

協議会などの事務局運営の負担への対応

۲

【対応しながら困ったこと】

●住民説明会などの事務局運営の負担

全市町的な集まりから地区単位の集まりまで様々な規模で膨大な回数の説明会や協議会などを開催することとなり、資料作成や会場運営などの事務局運営の負担が大きかった。(ヒアリング)

【実際に対応したことから得られた教訓】

★地区まちづくりにおける民間コンサルタントの活用

協議会などの運営には多くの人員が必要なことから、民間コンサルタントなどに会議 の運営を業務委託し、職員の負担を軽減することが望ましい。(ヒアリング)

☆事前に取り組めること ★事後に取り組むこと

(2) 実施体制に関する課題への対応

復興事業の段階に応じた組織体制の見直し

١

【対応しながら困ったこと】

●復興事業の段階に応じて変化する取組内容への対応

復興事業の初動期段階、事業計画段階、事業実施段階と復興事業の各段階に応じて取 組内容が変化することから、復興事業の取組内容に応じて効率的な対応を図るため、組 織体制を見直す必要があった。(ヒアリング)

【実際に対応したことから得られた教訓】

★復興事業の段階に応じた組織体制の見直し

復興事業の早期着手を図るため、事業課の情報を取りまとめて復興交付金の申請を一括して担う部署や、事業進捗を横断的に管理する部署など復興事業を専門に担う組織を立ち上げ、復興事業の取組段階に応じた組織体制を柔軟に見直すことが望ましい。(ヒアリング)

☆事前に取り組めること ★事後に取り組むこと

(1) 実施体制に関する課題の把握

ア. 実施体制に関する課題

東日本大震災の際は、ほとんどの沿岸被災市町で「職員の不足」、「職員のノウハウ不足」などの実施体制に関する課題が見られた。また、およそ半数の沿岸被災市町で「施策・事業の優先順位の未確定」、「復興事業に関する庁内の情報共有の欠如」、「意思決定する仕組みの欠如」、「多数の協議会等の事務局運営の負担」などが課題として認識されている。

「職員の不足」について、沿岸被災市町へのヒアリングでは、「初動期段階には避難所の運営、 行方不明者の捜索、がれきの撤去などに多くの人員が必要で、職員が被災現況調査に関与した り、建築制限や復興まちづくりを検討したりする余裕がなかった」、「頻繁に開催される住民説 明会や復興協議会などの資料作成や会議運営に多くの人員が必要だった」、「膨大な量の事業を 実施するために人員が必要だった」、「そもそも、どれだけの人員が必要なのかもわからなかっ た」などの意見があげられた。

また、「職員のノウハウ不足」について、「始めて手がける都市計画事業だった」、「これまで経験したことがない大規模な事業だった」、「様々な発注方法の区分がわからなかった」、「復興交付金事業の進め方が難しかった」などが実態としてあげられた。

課題 意思決定す 施策・事業 庁内の情報 職員の人手 職員のノウ 協議会など る仕組みの の優先順位 共有の欠如 不足 ハウ不足 の運営負担 欠如 の未確定 市町名 a市 b町 c市 d町 e 市 • f 市 g市 h市 i市 j市 k町 1 町

表 2-4-1 実施体制に関する課題

出典: 令和3年1月実施市町ヒアリング(県土木部)

(2) 実施体制に関する課題への対応

ア. 職員の不足やノウハウ不足への対応

(ア) 職員の増員による対応

a. 自治法派遣職員などによる対応

沿岸被災市町においては、行政改革で職員を削減している中、復興まちづくり事業を推進するためには、事業量に比較して職員数が圧倒的に不足していた。また、土地区画整理事業や防集事業などの市街地整備事業を経験したことがある職員がほとんどいない中で、膨大な業務量、経験したことがない大きな予算規模の業務に取り組まなければならなかった。

沿岸被災市町へのヒアリングでは、「阪神淡路大震災の業務に携わった神戸市などからの中堅職員の派遣が大きかった」、「都市整備事業の経験のある札幌市からのチームを中心に事業計画を進めた」などの回答があり、ノウハウを有する派遣職員がとても力になっていたことが窺える。

表 2-4-2 沿岸被災市町における人員確保の取組

総務省	総務省を窓口として全国から自治体職員を沿岸被災市町に派遣	
復興庁	公務員 OB、民間実務経験者を職員として採用し、沿岸被災市町に派遣	
県	甚大な被害のあった沿岸被災市町については県職員が出向 県の任期付き職員として採用し、沿岸被災市町に派遣	
沿岸被災市町	震災前や震災を契機に関係構築した自治体に派遣を依頼 任期付職員を採用 沿岸被災市町OBの再任用職員の採用	

出典:宮城県復興まちづくりのあゆみ (R2.3、県土木部) p63 を基に作成

b. 職員の必要数・確保数及び充足率の推移

沿岸被災市町において、人的支援の必要数が最も多かったのは、平成27(2015)年3月の1,554人で、そのうち確保できた人員が1,370人、不足人員が184人であった。沿岸被災市町の復興交付金契約済額の合計が最も大きくなったのは、平成25(2013)年の2,994億円であり、平成27(2015)年まで同様の事業規模で推移し、平成28(2016)年以降、復興交付金の契約済額は減少傾向にあったが、繰越事業の執行もあり、継続的な人的支援が必要となった。

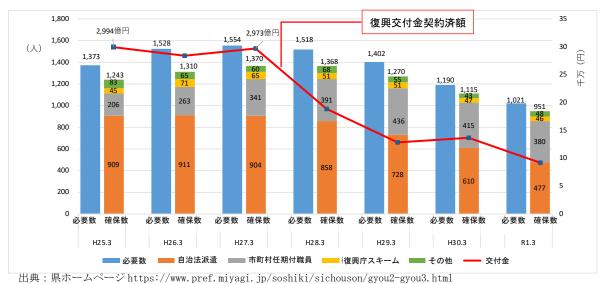


図 2-4-1 復興交付金契約額と職員の必要数・確保数及び充足率の推移(本県沿岸被災市町計)

人的支援の必要数が最も多かった平成 27 (2015) 年 3 月の 1,554 人の職種別内訳は、一般事務 762 人 (49.0%) 土木 505 人 (32.5%)、建築 138 人 (8.9%) となっている。充足率(必要数に対する確保数) は 85%(平成 26 年) から 94%(平成 30 年) の間を推移しており、100%

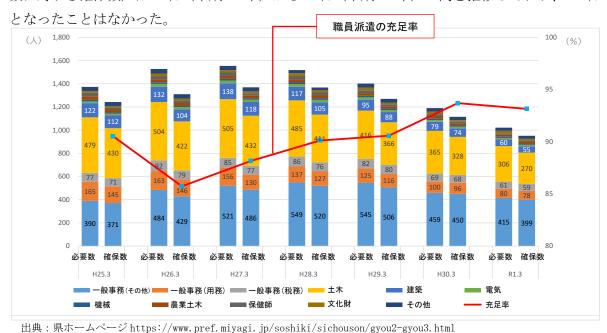


図 2-4-2 分野別の職員の必要数・確保数及び充足率の推移(本県沿岸被災市町計)

(イ) 外部委託による対応

自治法派遣職員などによる増員だけでは、実施体制が整わない沿岸被災市町は、UR(都市 再生機構)との協定に基づく委託や民間コンサルタントへの業務委託により体制を強化した。

a. 発注者支援業務の活用状況

沿岸被災市町における復興まちづくり事業の発注形態は、次表のとおりである。

大規模な事業や整備地区数が多く事業量が膨大な沿岸被災市町は、URへの委託やCMによる発注者支援業務の委託を行った。

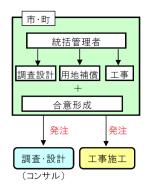
表 2-4-3 復興まちづくり(居住基盤整備)の発注方式の状況(H28.3 現在)

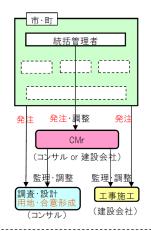
市町名	土地区画整理事業 (津波拠点事業含む)	防集事業
気仙沼市	鹿折・南気仙沼-UR+CM(アットリスク型)	CM (ピュア型)
	魚町・南町-CM(ピュア型)	
南三陸町	志津川-UR+CM (アットリスク型)	町発注(一般競争)一部CMR
石巻市	新市街地-市発注(一般競争)	UR+CM(アットリスク型)
	既存市街地-UR+CM(アットリスク型)	
女川町	UR+CM(アットリスク型)	UR+CM (アットリスク型)
東松島市	UR+CM(アットリスク型)	市発注 (一般競争)
塩竈市	市発注(一般競争)	災害公営との一体事業としてUR
七ヶ浜町	町発注(一般競争)	町発注 (一般競争)
多賀城市	市発注(一般競争)	_
名取市	CM(ピュア型)	市発注 (一般競争)
岩沼市	-	市発注 (一般競争)
亘理町	-	町発注 (一般競争)
山元町	津波拠点事業CM (ピュア型)	町発注 (一般競争)

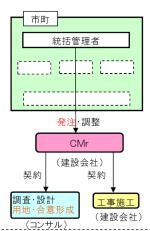
出典:災害に強いまちづくり宮城モデルの構築概要版 (H29.3、県土木部) p135

【参考】県が検討した発注者支援業務パターン

県では発注者支援業務のパターンについて検討して、被災市町と勉強会を行った。







【市町発注方式】

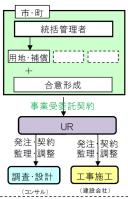
社と契約をする従来の方式

【CM(ピュア型)方式】

が発注者の下でマネジメント業務をLMRにマネジメント業務に加えて施 担い、総合工事業者に一括発注あるい は専門工事業者に分離発注する方式

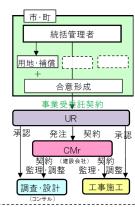
【CM(アットリスク型)方式】

市町が直接コンサルタントや建設会・設計業者や建設コンサルタントなど・発注者がリスクを軽減するために、C 工に関するリスクを負わせる方式



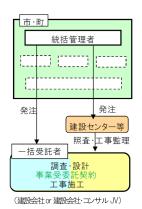
【UR委託 (従来型)】

約をして事業のマネジメントを行う::トや建設会社と契約をしてURと共::事業のマネジメントから設計・施工の 方式



【UR委託+CM方式】

に事業のマネジメントを行う方式



!【包括委託方式】

市町とURが事業受託契約を結び、Uli市町とURが事業受託契約を結び、Uli市町と一括受託者としての建設会社 Rがコンサルタントや建設会社と契! Rと契約したCMRがコンサルタン! やJVとが契約を行い、一括受託者が 全てを包括的に担う方式

出典:宮城県復興まちづくりのあゆみ (R2.3、県土木部) p64

図 2-4-3 県の検討した発注者支援業務パターン

【参考】事業推進支援業務の内容

気仙沼市

表 2-4-4 気仙沼市における事業推進支援業務の内容

	事業 地区	発注内容		
防集事業		●工事統括マネジメント業務の委託・事業の総合調整などに関して発注者の支援を行う業務を平成25(2013)年度より委託。		
		[業務内容] 防集団地計画変更に伴う変更事業計画書の作成支援/復興交付金事業計画変更の作成・申請支援/定例会議の実施支援/各種管理者協議支援(他事業主体との調整、建設発生土の工事間調整等/関係機関協議の支援/住民合意形成支援(地元協議会との連絡・調整)等		
		・なお、平成 24 (2012) 年度は、平成 23 (2011) 年度の国直轄調査を担当した コンサルタント会社に、作業の継続性、円滑な事業推進を考慮して業務を発 注。		
未	[業務内容] 複数地区の事業計画作成/合意形成/交付金申請等			
		●工事推進マネジメント業務の委託・工事の執行に関して発注者の支援を行う業務を平成25(2013)年度より委託。【業務内容】請負工事等の積算補助/発注補助/監督補助/検査補助		
		●用地買収業務の委託 ・用地買収に関して発注者の補助を行う業務を平成25(2013)年度より委託。 [業務内容]用地買収の手続資料作成/補償調査の補助等		
土地区画整理事業	南気仙沼地区	●URへの業務委託 ・事業の総合調整などに関して発注者の支援を行う業務を平成 24 (2012) 年度よりURに委託。 [業務内容]調査・設計/事業計画策定/地権者調整、事業手続 /工事発注監理等に関する支援業務		
	魚町・南町地区	 ●建設コンサルタント会社へのCM業務の委託 ・円滑な事業実施に関わる業務を一括して平成26(2014)年度より建設コンサルタント会社に委託。 【業務内容】事業に係る進捗管理/事業計画/換地計画の一部/土地区画整理審議会運営補助/発注補助/監督補助等の業務 		

出典:「津波被害からの復興まちづくりガイダンス (平成28年5月、国土交通省都市局」p4-22を基に作成

イ、その他の課題への対応

(ア) 庁内の情報共有への対応

庁内の情報共有については、参加人数が絞られた部長、課長など幹部レベルの会議における情報共有は速やかに行うことが可能であったが、実務を担当する職員間では、応援職員の入れ替わりなどもあり、横断的な情報を共有することが難しかった。そのため、実務レベルで横断的に情報共有を図る組織を設け、課題の共有とその解決に向けた役割分担を決めるなど、関係部署と連携した取組による迅速な対応を進めた。

(イ) 協議会などの事務局運営の負担への対応

初動期段階から事業計画段階にかけて、地元への説明会や協議会などの開催が膨大な回数となり、資料作成から会場運営まで多くのマンパワーが必要となった。そのため、運営の一部を民間コンサルタントに委託することにより、職員の負担軽減を図った。

(ウ) 工事発注手続きの効率化

小規模な防集事業を多く抱えていた沿岸被災市町では、複数地区をまとめて発注することで、契約等の工事にかかる事務量を減らした。

【参考】復興事業における組織体制づくり 石巻市 復興事業に対応する組織については、既存体制では適切な対応が困難と判断し、復興に特 化した組織体制を整える沿岸被災市町が多かった。 石巻市は、当初1室1課でスタートし、2年目は2部10課と組織を拡充した。 □石巻市震災復興 組織体制の変遷 復興政策部 H25.8現在 復興政策課 震災復興部 H24.2 新産業創造課 地域協働課 復興政策課 基盤整備課 復興政策課 復興対策室 集団移転対策課 復興事業部 H25.8現在 基盤整備課 建設部 H23.5 復興住宅課 基盤整備課 基盤整備課 土地利用住宅課 区画整理第1課 区画整理第2課 区画整理課 協働プロジェク 集団移転対策第2課 集団移転対策第1課 土地利用課 ト推進課 土地利用課 復興住宅課 協働プロジェク 卜推進課 出典:復興まちづくり創意形成事業事例編 (H25.10、復興創意形成特定テーマ委員会)

【参考】特定課題の対応に特化した部署の設置

石巻市·気仙沼市

特定課題の対応に特化した部署を設置した事例として、石巻市では、復興交付金の申請を各事業課から取りまとめ、一括して行う復興政策課を設置した。また、気仙沼市では、事業の進捗管理、情報共有、発生土の調整など横断的な調整業務を行う計画調整課を設置した。

図 2-4-4 石巻市における震災復興に関わる組織体制の変遷

出典:令和3年1月実施市町ヒアリング(県土木部)

参考。東日本大震災復興特別区域法に基づく特例の活用

〇取組の目的

東日本大震災からの復興を加速させるため、被災した地方公共団体の負担を極力減らし、 迅速な対応を可能とする規制、手続きの特例や税、財政、金融上の特例をワンストップで総 合的に行う仕組みとして、東日本大震災復興特別区域法(以下、「復興特区法」という)に基 づく復興特別区域制度が創出された。

〇取組

(1) 東日本大震災復興特別 区域法の概要

東日本大震災復興特別区域法の概要 (p178)

(2) 復興推進計画

ア.復興推進計画の概要(p179)

イ.活用した復興推進計画の特例(p180)

(3)復興整備計画

ア.復興整備計画の概要(p181)

イ.活用した復興整備計画の特例(p182)

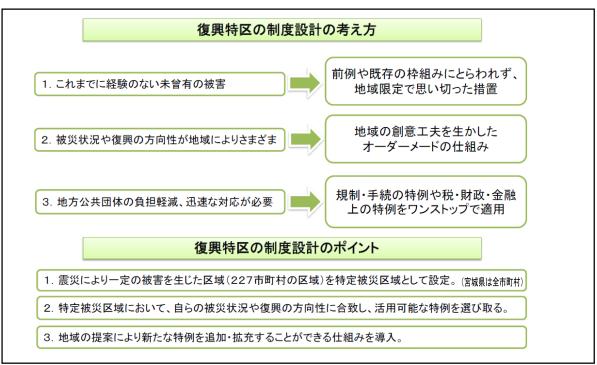
(4)復興交付金事業計画

ア.復興交付金事業計画の概要(p183)

イ.復興交付金を活用した復興まちづくり事業(p183)

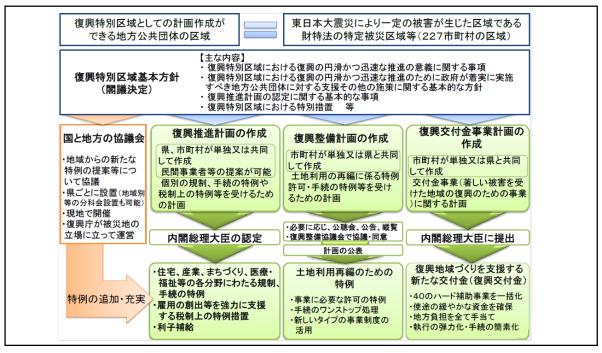
(1) 東日本大震災復興特別区域法の概要

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、東日本大震災復興特別区域法が制定され、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付などについて定めることにより、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図ることとした。



出典:復興特区制度説明資料 (R2.4、復興庁)

図 2-5-1 復興特区の制度設計の考え方とポイント



出典:復興特区制度説明資料(R2.4、復興庁)

図 2-5-2 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

(2) 復興推進計画

ア. 復興推進計画の概要

(ア) 復興推進計画の概要

復興推進計画は、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例などを受けるために、県・市町 村が単独又は共同して作成する計画である。民間事業者からの提案も可能で、国の認定を受け ることにより、規制の特例などが適用となった。

復興推進計画の作成

地域協議会

(設置は任意。ただし一部の特 例等を活用する場合等は必置)

意見聴取

(県・市町村は、関係地方公共 団体及び復興推進事業の実施 主体への意見聴取が必要)

復興推進計画の申請(復興局へ)

同意手続

(復興庁において、関係行政機 関の長の同意手続を行う)

復興推進計画の認定(復興庁)

- ▶ 規制の特例等を活用した事業の実施▶ 税制の特例を講じる事業者の指定等
- * 計画の認定後の変更は随時可能。

≪復興推進計画に位置付ける事項≫

- ・規制の特例措置
- 課税の特例措置
- ・復興特区支援利子補給金の支給 等

≪留意事項≫

- 計画作成主体と記載事項は、柔軟に設定可能
- 例①: 県が産業集積関係の税制上の特例、市町村が公営住宅の整備等、県と市町村が 分野毎に役割分担して計画を作成
- 例②: 県が複数市町村の区域についてまとめて計画を作成
- 例③:計画の一部事項から作成し、その後、計画を拡充・変更
- ・復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つまとめての作成も可能
- ・作成している県・市町村の復興計画に復興特区の計画事項の記載も可能
- ・事前相談も実施

≪計画の概要(記載事項)≫

- ①復興推進計画の区域、目標、取組内容
- ②「①」で実施する各特例を適用する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可) 事業ごとの特別措置の内容
- ③復興産業集積区域、復興居住区域等の区域(税制の特例適用(※)等、必要な場合 のみ)
- ④「③」で実施する復興推進事業の内容、実施主体(見込みで可)、事業ごとの特別 措置の内容
- (※)産業集積関係の税制上の特例を活用する場合には、復興産業集積区域の設定が必須。 優良賃貸住宅関係の税制上の特例を活用する場合には、復興居住区域の設定が必須。

出典:復興特区制度説明資料 (R2.4、復興庁)

図 2-5-3 復興推進計画の作成の流れ

(イ) 国土交通省関係の復興推進計画による規制・手続に関する特例

国土交通省関係の復興推進計画による規制・手続に関する特例は、次に示すものがあった。

表 2-5-1 国土交通省関係の復興推進計画による規制・手続に関する特例

公営	○公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例(公営住宅法第23条、第44条、附則
	第 15 項関係)
住宅	○公営住宅の処分等の手続に係る特例(公営住宅法第 44 条、第 45 条、第 46 条関係)
産業	○他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化(河川法第 35 条
	等、電気事業法第 103 条関係)
振興	○応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例(建築基準法第 85 条関係)
	○建築基準法における用途制限に係る特例(建築基準法第48条関係)
まち	○特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化(建築基準法第 49 条関係)
づくり	○バス路線の新設・変更等に係る手続の特例(道路運送法第 15 条関係)
, ,	○鉄道ルートの変更に係る手続の特例(鉄道事業法第7条関係)
その他	○政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省
	庁の共同省令でそれぞれ対応(都市公園の占用に関する制限緩和(政令事項)など)
	○施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された
	規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

イ. 活用した復興推進計画の特例

岩沼市の玉浦西地区では、商業関連産業、医療・福祉をはじめとするサービス産業を集積させ、新たに整備した居住基盤における持続的な定住人口の確保及び地域の雇用機会の創出を図るため、復興推進計画に同地区を復興まちづくり特区として位置づけ、指定事業者に対する法人税又は所得税、事業税などの課税の特例を行った。

表 2-5-2 岩沼市玉浦西地区における復興推進事業の概要

	本計画は、移転先の産業集積地区に産業を集積させ、被災を受けた東部地区におけ		
計画の目標	る持続的な定住人口の確保及び地域の雇用機会の創出を図ることを目標とするも		
	のである。		
	56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機		
	械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行(中央銀行を除く)63 協同組織金融		
	業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、		
集積形成及び 823 学習塾、824 教養・技能教授業、83 医療業(診療所やクリニック等			
活性化を目指	ないものに限る)、85 社会保険・社会福祉・介護事業(851 社会保険事業団体、852		
す特定の業種	福祉事務所、8591 更生保護事業を除く)		
※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和			
	122 号)の規定による規制(同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提		
	供飲食店営業を除く)の対象となる業種は除く。		
	ア②の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する法人税又は所		
	得税の課税の特例(法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく措置)		
特別の措置	イ②の業種に属する事業を実施する指定事業者(指定法人)に対する事業税、不動		
	産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(法第43条の規		
	定に基づく措置)		



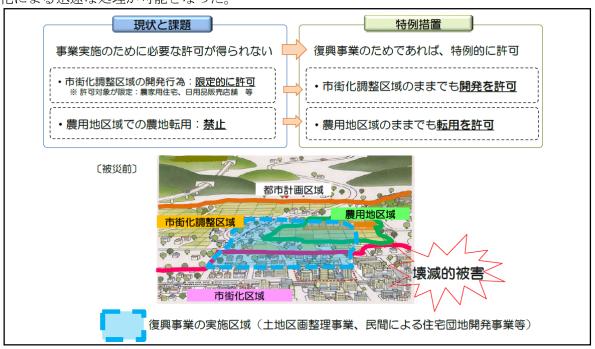
出典:岩沼市復興推進計画(玉浦西地区復興まちづくり特区)(H25.3.26、岩沼市)

図 2-5-4 復興産業集積区域図

(3)復興整備計画

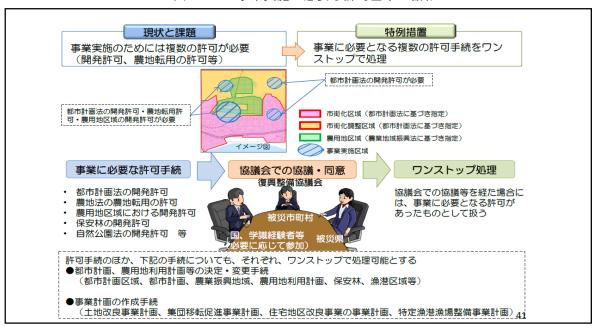
ア. 復興整備計画の概要

復興整備計画は、土地利用の再編に係る特例許可や手続きの特例を受けるために、市町村が 単独または県と共同して作成する計画である。公告、縦覧や復興整備協議会での協議を経て、 当該計画を公表することで、事業実施に必要な許可の特例が適用となり、手続のワンストップ 化による迅速な処理が可能となった。



出典:復興特区制度説明資料 (R2.4、復興庁)

図 2-5-5 事業実施に必要な許可基準の緩和



出典:復興特区制度説明資料 (R2.4、復興庁)

図 2-5-6 事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化

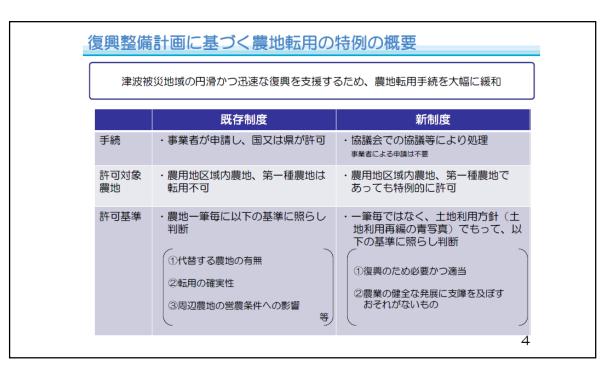
イ. 活用した復興整備計画の特例

復興整備計画に位置づけ活用された特例事項については、開発許可や農地転用許可に関する ものが多くの沿岸被災市町で活用された。

復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要 津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を支援するため、市街化調整区域における開発許可 の基準を大幅に緩和 既存制度 新制度 ・協議会での協議等により処理 手続 ・事業者が申請し、県が許可 事業者による申請は不要 ・新たな住宅地等のための開発行為で 許可対象 開発行為は限定的に許可 農家用住宅や日用品販売店舗等のための開発行為に 限って限定的に許可 あっても特例的に許可 行為 ・以下の基準に照らし判断 ・地域の復興等のために必要な開発行 許可基準 為であれば、以下の基準のみに照ら し判断 ①技術基準 ①技術基準 が加金学 ・ 地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性等に係る技術的な基準 (地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性等に係る技術的な基準) ②立地基準 (市街化抑制のための立地に関する基準。農家 用住宅や日用品販売店舗等に限って許容 3

出典:復興特区制度説明資料 (R2.4、復興庁)

図 2-5-7 開発許可の特例の概要



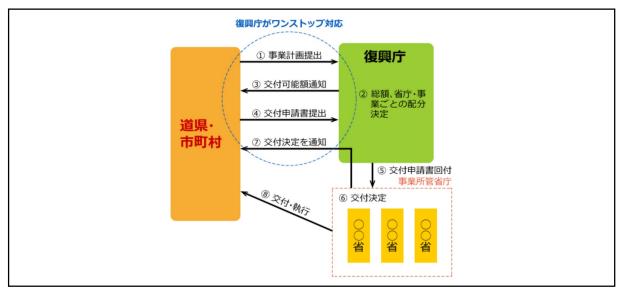
出典:復興特区制度説明資料(R2.4、復興庁)

図 2-5-8 農地転用の特例の概要

(4) 復興交付金事業計画

ア. 復興交付金事業計画の概要

復興交付金事業計画は、地方公共団体にとって使い勝手の良い交付金とするため、各補助事業の所管部署と個別に協議・申請を行わなくて済むよう、復興まちづくりに必要なハード事業 (5 省 40 事業)を一括化し、これらの補助を受けるための協議・申請を復興庁に一本化した。



出典:内閣官房内閣広報室ホームページ「復興を支える国の組織、制度」

図 2-5-9 復興交付金事業計画の提出から交付金の交付までの流れ

イ. 復興交付金を活用した復興まちづくり事業

表 2-5-3 復興交付金により整備した復興まちづくり3事業の地区数

市町名	土地区画整理事業	防集事業	津波拠点事業
気仙沼市	4 地区	51 地区	2 地区
南三陸町	1 地区	26 地区	2 地区
石巻市	15 地区	56 地区	1 地区
女川町	1 地区	22 地区	1 地区
東松島市	3 地区	7 地区	2 地区
塩竈市	2 地区	2 地区	1 地区
七ヶ浜町	4 地区	5 地区	
多賀城市	1 地区		1 地区
仙台市	1 地区	14 地区	
名取市	2 地区	2 地区	
岩沼市	1 地区	2 地区	
亘理町		5 地区	
山元町		3 地区	2 地区
合計	35 地区	195 地区	12 地区

出典:防集 DB 管理表、土地利活用状況調査(県土木部)